

新しい社会政策論の構築のために

——社会政策叢書編集委員会編

『社会政策学会100年—百年の歩みと来世紀に向かって』を読む

徳永 重良

プロローグ

何とも気のおもい仕事を引き受けるはめになった。単に本が部厚いからではない。なにしろ社会政策学の百年の研究史を総括し、21世紀に向けての展望を切り開くねらいを以て開かれた記念すべき大会、——そこでの報告および主討論をもとに編まれたのが本書である。当然のことながら、扱われたテーマやジャンルは広汎でありかつその論点は多岐にわたる。

明治29年（1896）ささやかな研究会として発足し、翌年、ドイツの社会政策学会に倣って社会政策学会と改称、歴史学派の社会改良主義の本格的な導入を開始した創生期に始まり、大正デモクラシーとマルクス主義の影響を経て、学会の興隆と内部対立による活動の中断。社会科学への言語に絶する弾圧の下での独自の理論的發展。戦後の「社会政策本質論争」とその後の労働経済学ないし労使関係論への問題関心のシフト。さらに近年における社会保障、社会福祉の発展・拡充とジェンダー論の登場、による新しい社会政策概念を要請するとうとうたる潮流、などなど。ざっと見ただけでも気が遠くなるような問題群が険しい山々のごとく横たわっている。

それだけではない。評者は、研究者の雛の頃からこの学会の末席をけがし、そこで育まれてきた。学会は評者にとって主要なアリーナであり、ささやかながら「本質論争」にもコミット

してきた。この本を論評することは、だから尊敬する先学や友人、知人たちを評価したり、批判することにならざるを得ない。むろん、同時に自分をも批判の俎上に載せることになる。何とも気の重い所以である。

以上、述べたことから察せられるように、本書を与えられたスペースで満遍なく丁寧に紹介することは、評者の能力をはるかに超える事柄である。そこで、以下では、評者の、つぎの二つの関心ないし観点、すなわち、《1》現時点において、社会政策論研究の遺産をどう評価し、そこから何を継承すべきか、《2》それと密接に関連することだが、今後、社会政策論を発展させ、時代の要請に即したものにするためには、何が必要か、とりわけそのための方法的視角と拡充すべき分野は何か、という論点に引き付けて、紹介とコメントを試みることにしたい。そのさい理解を容易にするために評者自身の意見をむしろ積極的に述べるというスタイルを採る。むろんこのことは、ここで触れられなかった問題が重要でないことをいささかも意味するものではない。くどくどした弁解ほど醜いものはない。本題に入るべきだろう。

I

その前に、本書の構成を一瞥しておこう。それは、上述したような、いわば便法を採ることによって、触れることができなかった執筆者や

論点を知るために必要であり、かつそれらの方々への最低限のエチケットでもあるからである。

この本の第一部は、「社会政策思想の誕生」（池田 信）、「戦時期の社会政策論」（山之内靖）、「本質論争から労働経済学へ」（高田一夫）、「転換期の社会政策学」（武川正吾）の四つの論文からなる。これを歴史的変遷にそった問題設定とすれば、第二部は現在における重要な 이슈を取り上げる。「労使関係論と社会政策にかんする覚書」（仁田道夫）、「社会政策とジェンダー」（竹中恵美子）、「高齢社会と社会政策」（三浦文夫）が、すなわち、それである。

第三部には、以上の諸報告に対する主討論者または座長の比較的短いコメントが収められている。すなわち、「現代社会政策学の方法と課題」（堀内隆治）、「男女共同参画社会と育児・介護の社会保障」（塩田咲子）、「労働関係研究の今日的課題」（熊沢 誠）、「社会政策学の一世紀と賃労働の理論の半世紀と」（下山房雄）である。第四部は、論文「二十一世紀の社会政策研究」（中西 洋）と両総括討論座長の執筆した、まとめ「社会問題と社会政策」（岩田正美）と論文「パラダイムの変換と現代社会政策」（西村裕通）からなる。

以上が本論であるが、さらに書評および大会を記念して開催された公開シンポジウム「ジェンダーで社会政策をひらく」の諸報告が収録されているが、ここでは、詳細を割愛する。

II

先ず、《1》の論点、すなわち、遺産をどう評価するか、から始めよう。提示されている諸見解をごく大づかみに整理すると、それを肯定ないし積極的に評価するものと、これとは反対に否定的ないし批判的に捉えようとするものとに分けることができよう。前者の立場には、山

之内および仁田論文がある。後者に属するものとしては、池田、高田、武川諸氏の報告がある。ニュアンスの相違があれ下山、西村両氏も後者に分類できる。このことを念頭におきながら、以下では掲載順に見ていこう。

池田論文は、戦前期の学会で活躍した研究者の「基礎理論」として、桑田熊蔵、福田徳三の見解をとりあげその性格をあざやかに分析している。桑田の立場が「財産権擁護」に重きをおく、ドイツ歴史学派の直輸入であるのに対し、福田は「生存権の社会政策」という独自の考えを提唱した。それは、財産権に「対抗的」であり、国家と個人の「対等性」を指向する。そこに池田は「福祉国家理念の先駆け」を認め、高い評価をあたえる。ただ、福田の見解は、「社会還元主義」であり、政策の位置付けがなされていない、とその限界も指摘されている。

ついで、労働保護法、労働保険、労働組合等々の個別政策についての各社会政策学者の見解が明らかにされる。興味深いが、割愛せざるをえない。ただ、学会の重点が「労働問題、労働政策への関心」におかれていた、と指摘されていることは、後での争点との関連で注目される。池田氏によれば、戦前社会政策学者に根強くみられる限界は、「経済還元主義」である。それゆえ、社会諸システムを経済システムから自立させ、そのうえで、「政策還元主義」を確立すること、これまでの「陰・陽」の関係を顛倒させることが必要である——と自説を展開している。

この指摘は正鵠を射ている、と言っていい。評者は一定の留保（後述）を付したうえで、この方法的視角に基本的に賛成する。

山之内論文は、大河内戦時社会政策論を主たる対象に絞り、ユニークな観点からその再評価を試みている。ユニークな観点とは、二つの世界大戦を経て、「階級社会」は「システム社会」

へ、「近代社会」は「現代社会」へと転換したという認識であり、そこでは、社会科学は、「社会の客観的な描写をその主題とするもの」はありえず、社会のシステムの秩序維持においてその責任の一端をになうもの」に転換を余儀なくされている、という認識である。このような「システム社会」論の見地にたてば、大河内理論、とりわけその核心をなす「総資本の合理性」という概念は、秩序維持の機能の分担という社会システム論そのものの観点に立っており、同時代の社会システム論の大成者・T. パーソンズと類似の地平にあった、と言う。同様に、大河内の戦時国民生活論を、戦時の至上命令であるが、生産力の維持という好機を利用して「伝統的な消費生活様式」の改革を意図するものであり、さらに「家族生活レベル」にあった私事としての消費を、「市民的公共性の場へと引き上げた」として、積極的に評価する。大河内のこうした理解は、「消費に積極的な意味を付与した」J. M. ケインズのそれと符合する、と言う。

以上の山之内説について評者はつぎのような根本的な疑問を抱く。総力戦の社会ならびに社会理論に対する未曾有なインパクト、決定的な重要性は認めつつも（この点は後述）、そのことが、なぜ直ちに社会科学が秩序維持機能の一翼を担うことになるのか（この主張は、21世紀の社会科学は政策立案の科学であるべきだ、という中西氏の見解と通底するものがある）。言い換えれば、社会システム論（ないしケインズ理論）は、評価のクライテリオンとして唯一妥当なものと思えないのだろうか。あえて極論するならば、パーソンズ、ケインズ、大河内の思想に通底するものは、エリート主義（あるいは開明的官僚主導への期待）とでも言うべきものではなからうか。知的エリートの英知・合理性が歴史を動かすという史観であり信念にほか

ならない。大河内の、戦時体制が進めば進むほど社会政策は進展するというテーゼは、——おそらく第一次大戦中のドイツ社会政策のパラドキシカルな展開からもひとつのヒントを得たものと思われるが、——組織労働者という推進主体を欠いた第二次大戦前・戦中の日本的条件のもとで概念化されたものであり、かかる歴史的に所与の条件がそれに反映されていることは否定できない。だがその後の歴史は、大河内のテーゼとは裏腹のかたちで進行したのである。

山之内氏と対極にあるのが、高田、武川両氏の大河内理論（およびその系統に属する隅谷説）に対する評価である。高田氏によれば、大河内理論以降の支配的潮流は「経済過程に偏したアプローチ」であり、そこでは「社会政策学から政策理論が消え」てしまい、社会政策は、「経済政策へ埋没」している。こうした「負の遺産」を清算するためには、「社会政策の政治理論」を確立すべきである、と主張する。氏は、社会政策論の対象を「社会問題である」と規定し、社会問題は「コンサマトリーな生活という観点」に立脚した場合に成り立つと言う。

武川氏は、欧米と対比しつつ日本型福祉国家の特質をシャープに明らかにしたのち、学会の関心が「労働バイアス」を帯びていると批判する。そして日本の「社会政策群は必要よりも労働や貢献という価値にもとづいて」おり、「労働力の商品化を損わないように注意深く設計されている」とする。氏によれば、そのような実態の特徴と、労働に偏した社会政策理論とは、「親和的」であり、両者は「共犯関係」にあるのではないかとまで言う。最後の点はいささか武川氏の勇み足である。だがそうだとした場合、社会政策を労働力政策と規定する限り、社会事業＝福祉問題は対象外におかれ、それを理論的に分析することが不可能もしくは著しく困難である、という論点は確かにのこる。要するに両

氏とも、社会政策を経済整合的なものとして捉えるのではなく、それを超える独自の政策ないし問題領域と捉えるべきだと言うのである。この点で池田氏の主張と重なり合うものがある。

社会政策論の経済政策論からの自立、独自性という主張は、基本的に正しい。ただし、それをいかに展開するか。問題はこの一点にかかわる。ここで見られる限りでは、政治学の政策過程論と限りなく同一のものに接近してしまい（「社会政策の政治理論」）、今度は政治学への埋没が懸念されたり、社会政策からの労働の排除（アングロサクソン流の social policy を主張する武川説の帰結は煎じ詰めればこうなる。その点の難点については後に触れる。）、ないし労働と福祉の、関連のないままでの「二本立て」（下山氏）と言うことにとどまる。この点の説得力のある概念構成は残された課題である。

ただ、この点について、まず、極めて大雑把な評者の試論を述べたうえで、IV以下で《2》の論点に移ることにしたい。

III

資本主義の特質は、類的存在としての人間がその生存の営みのなかで生みだし、維持する労働力を商品化すること、そしてそのことを通してあらゆる財貨やサービスさらには情報までも商品として生産し処理しようとするにある。この意味で《労働力の商品化》という概念は、資本主義の根幹をなすキー概念であると同時に、本来、商品として生産しえないものを、相対的過剰人口のメカニズムをつうじて商品化するところに、それに固有の《無理》（宇野弘蔵）がある。とはいえ、資本主義は、したがってまた労働力の商品化は、類的存在としての人間をすべて解体しつくしたわけでは決してない。また地球上をすべて一様に蔽い尽くしたわけでもない。経済学が想定するような資本主義

社会は現実にはどこにも存在しないのである。したがって、この理論的概念を歴史的分析に適用するためには、山之内氏が言うように、「組替え」が必要である。ここでの論議に必要な限りではつぎの論点が重要であろう。

資本主義社会成立の前提条件である賃労働の創出過程は、一つの歴史過程であり、それは各国のおかれた歴史的諸条件に応じてさまざまな形で行われる。資本主義は、労働力の再生産をその内部および外部にある家庭、解体されざる共同体にゆだねているのである。労働力はこのような迂回した経路をつうじて供給されるのであって、その意味では《労働力の商品化》という概念は、一つの疑似的な概念ものであると言える。資本にとっては、それが労働者階級の家族や小農・自営業の家族から供給されても、はたまた奴隷労働力として供給されても、必要な労働力が獲得され、利用できれば良いのである。給源の性格はさしあたり問題ではない。いま一つ、重要なことは、かつて中西氏が強調したように、労働力の商品化をとおして、直接的生産者は歴史上初めて《自由》、人格的自立のための基盤＝前提条件を獲得しえたことである。

労働者はそれによって、たんに消極的にのみではなく階級として団結し、自己の権利を主張して資本家と積極的に対抗する。この資本と労働との抗争の過程をごく大雑把に要約すれば、以下のような変遷をたどってきた、と言えるだろう。

①労働者の無権利状態。労働者の資本の下への従属と強権的支配、他方における労働者の暴行、叛乱、蜂起などの散発的な噴出。それに対する資本家および官憲の暴力による制圧。「交渉の手段としての〔労働者による〕暴力行動」（E. ホブスボーム）

②労働者の一部（熟練労働者）が、労働組合を組織し、自律的ルールによって労働条件の規

制をはかる一方、選挙権を獲得するに至る。それに対応するための初等教育の義務化。労働組合のデ・ファクトの存在とその法認の開始。

③労働組合が熟練労働者以外にも拡大し、労働諸条件の決定が、次第に資本の専断事項から組合との協議事項となる。労組法の拡充。普通選挙制の導入（ただし女性は除外）と労働者階級の政党結成、労働者の政治化の開始。社会主義が現実政治のレベルで影響力をもつに至る。社会保険などの社会改良立法が実施され、福祉国家の基礎が築かれる。

④労働者政党の政権成立または政権への参画（＝連立政権：反対政党から与党へ）、女性も参政権を獲得。労資同権化の一層の進展と労働者の経営参加権の容認、国家はケインズ政策を実施し、完全雇用を政策目標に掲げる。経済政策（景気対策）と社会政策（失業対策）との融合。生存権の保障（救貧法体系の究極的撤廃）→社会保障制度の確立。

社会政策と言う概念が歴史上形成され普及したのは、周知のように、労資の階級対立が先鋭化する兆しを帯びた後発資本主義国ドイツの1870年代以降においてであり、上記の②から③への転換期においてであった。それは、総じて、労働者階級を、反体制的性格を帯びた社会民主党の影響から切り離し、帝政ドイツ国家に統合することによって、体制の維持・安定を図ろうとする政策的意図を有するものであった。それゆえ、その手段としては、財政による分配政策、階級関係の安定化政策（農民・中間階層の保護、優遇）、労働保護立法の拡充や穏健な労働組合の育成など、さまざまな方策が提唱された。が、具体的に実施されたものは、周知のように、社会保険制度であった。

これは、ドイツの後進資本主義国としての後れた階級関係を反映するとともに、政策的対応

の先進性、積極性を示すものであった、と言える。なぜなら、イギリスでは、労働保護立法の拡充や同権化をつうじる改革はるかに先行し、（労働党は労働組合の政治的エージェントであって、体制改革を目指すものではなかった）その後一連の社会改革social reform——当時、イギリスでは、社会政策はこう呼ばれた——が行われたのである。こうして、「古典的帝国主義段階」において、福祉国家の端緒がはじまる。

それゆえ社会政策概念の定義にさいしては、以上のような歴史的状況を何らかのかたちで踏まえることが肝要である。それを無視した過度な抽象化はあまりにも恣意的であって、いかに体系的であっても、ドデカホニーのように、人為的であり、説得性に乏しい。

ところで③から④への転化を促したものは、二つの世界大戦であり、ロシア革命であり、それらがもたらした資本主義自体の体制的危機の深化にはかならない。（ヴァイマル体制のドラマティックな「同権化」。ビバリッジ報告が「イギリス国民」を対象としていることを想起せよ）。総戦力は、不可避免的に、全国民を直接的、間接的に国家の戦闘力として動員するのであって、そのことの「代償」が戦後における同権化の徹底であり、国民全体に対する生存権の付与にほかならない。

こうして二つの世界大戦と大恐慌という危機を経験することにより、資本主義国家は労働者のみではなく広く国民一般を統合するものへと政策対象を拡大した。いまや、国家は金本位制を放棄し、管理通貨制に移行するとともに、資本主義システムを維持するために、社会全体に積極的に介入するのである。

念のため付言すれば、「総合社会政策」の提唱（OECD）は、上記の歴史的発展過程を全く捨象し、そのうえで国家の共同体的機能＝諸階

級の利益調整・統合機能を一面化した皮相な見解である。またアングロサクソン流のソーシャル・ポリシー概念もちがった意味での難点をもつものである。たとえばT.H.マーシャルの *Social Policy in the Twentieth Century*, 1997（岡田藤太郎訳）は、歴史的事実の記述において詳しいが、労働運動はたんなる社会保険・保障の歴史の背景であり、事実上、分析の対象外におかれている。そして方法的関心は皆無に近いと言ってよく、ソーシャル・ポリシーの対象の決定は「便宜的なもの」と述べている。

それゆえ福祉国家の近年における危機、後退は、一つには労働運動、社会主義運動の衰退ないし崩壊に起因しているという指摘は否定できない。（cf. Cary Teeple, *Globalization and the Decline of Social Reform*, Tronto, Garamond Press, 1995）

以上、要するに、社会政策の対象は、もはや労働力や労働者に止まらない。国民一般に拡大されたのである。大局的にみれば、《労資関係》が《労使関係》として捉えられ、そのための問題処理の方法なりルールが制度化し（R.ダーレンドルフの「ルールの網の目」の形成）、かつそれにかんする研究が著しい発展をみた。他方、社会保障や社会福祉の領域は、その重要性がますます高まっているにもかかわらず、日本では比較的等閑視され、むしろ社会政策学会以外の研究者や官僚によって主導されている、という指摘がなされたことがある（岡田与好氏）。そのような現実と研究状況のアンバランスないし乖離は早急に是正されなければならぬことは言うまでもない。「新しいワインは新しい皮袋に入れるべきである」。

IV

日本資本主義は、第二次大戦前には上記②の

段階にながらく止まっていたが、敗戦を契機に新たな局面に移行した。そして紆余曲折をへて、戦後改革で形成された枠組みが軌道に乗った60年代後半以降、③から④の段階へおおむね移行したと言えよう。つまり、日本資本主義は、上記の①～④の過程——イギリスの場合には250～300年も要した過程——を、わずか100年たらずの内に駆け抜けたのである。

高度成長の末期から、労働運動の主流は、官公労系の左派から民間大企業系の穏健派へと主導権がシフトし、中山伊知郎の提唱した生産性三原則を漸次受容していく（仁田論文）。労資の対立は、いわばこの基本的な共通のルールを相互に認めたうえでの抗争であり、ルール自体の根本的改廃をめぐるものではもはやない。仁田氏の指摘するように、協調的労使関係が定着したのだが、この論文についてつぎのような弱点を指摘しておきたい。

一つは、熊沢誠氏がコメントしているように、この中心部分からはずれ、それを支えている周辺部分——中小企業労働者、女性労働者、非正規労働者層など——をどう位置づけるかである。二つめは、この三原則を認めたとしても、そのうえで生産性の成果配分は、はたして原則が言うように「公正に配分」されたのか。配分の方式、結果ともにオルターナティブはあり得なかったのか。歴史に“if”は禁句というが、あの異常な円高と他方における一層の合理化努力、長時間労働、過労死！さらにバブル崩壊後の一転したリストラクチャリングの進行——「日本的労使関係システム」なるものが、これらの結果にすべて責任があるとは言えぬが、少なからず関わっていることは否定できないのではあるまいか。

労働運動や社会主義政党の主流が体制変革的なものからニュアンスの差はあれ改良主義へと転換するにつれ、《新しい社会運動》が先進工

業国で起こった。とりわけ、環境保護運動とフェミニズムが注目される。ともに人間存在の根幹に関わる問題であるからである。ここでは、後者について竹中論文が論じる。(前者については、地域との関連で堀内氏が若干ふれている。)

女性と人種差別・民族紛争の問題は、極言すれば、「最後に残された《階級》関係」であり、現代の難問であると言えよう。竹中氏は、まず、ジェンダー・アプローチが60年代以降、三つの過程を経て展開してきたことを簡潔にサーベイした後、日本の現状のトポスを明らかにする。そのうえで、21世紀への展望として、「市民権にもとづく政策」および「受身から攻めのフレキシビリティ」の二つテーゼを提起する。個人であれ家族であれ不利にならぬような「社会的インフラの整備」および労働時間短縮を促進し、男女のいずれもが担い得る、新しいパート労働のあり方、つまり「労働政策と家族政策の強力な連動」の追求とが、その具体的な内容である。少子化や家族の崩壊、さらに教育現場の危機的状況を思えば、こうした方策の必要性について評者は原則的に異存はない。

ところで、氏のとりあげた「家事労働のペイド化」と「家族単位」を「廃棄し」、「個人単位へ」の「転換」を図るべきである、と言う主張(同様な視点は塩田咲子氏にもみられる)にかんしては、堀内隆治氏が原理的な疑問をなげかけている。上述したように、資本主義が人間社会を捉える仕方からすれば、アンペイドのペイド化は、堀内氏の指摘するように、「市場カテゴリー」の次元であり、「私的労働の普遍化」=賃労働の普遍化にほかならず、また「個人単位化」の追求は「家族共同体を市民社会に解体する」ことになりかねないであろう。原理的にはまさにそのとおりである。

けれども、女性が雇用労働を欲し、それによ

って自立と自己実現を達成しようとする限り、その欲求は、堀内氏の「共同労働」の社会的認知、制度的確立がいまだ実現していない以上、何人もそれを阻止できないであろう。フェミニズム運動は、「女たちの静かな[だが昂然たる意識]革命」なのである。要は、自己実現の途が、家事労働をも含め(この点が肝心であり、フェミニストは「専業主婦」をしばしば不当にも貶みがちである)、社会的・制度的にジェンダー・フリーに開かれていることが肝要なのではあるまいか。

近年、「家事労働の有償化」論が見落としたものに対する反省意見(たとえばマルクス主義フェミニストのS. ヒンメルヴァルト)がだされていると、竹中氏も指摘している。当然のことであろう。「革命」も海の彼方ではひとつの転機を迎えているようである。こうした評者の見解は、フェミニストにとっては、依然として「デイノザウルスの最後のあえぎ」なのだろうか。

三浦論文は高齢社会と戦後日本の社会政策との関連についてのべる。高齢社会への過程にかんする各種のデータや社会保障の歩みについて、評者は有益な知見を得ることができた。事態は深刻な問題ををはらんでおり、三浦氏もそして政府もまた「ラデカルな見直しと構造改革が必要である」と言う点ではほぼ共通の認識をもっているように見える。ただ今後の政策当事者の方向に対し三浦氏自身の見解、――「措置型福祉から利用者本位の選択型福祉へ」――がいま一つ具体的に述べられていないのが惜しまれる。

V

もうすでに当初与えられたスペースを大幅に超過してしまった。だが、最後に、第四部についてごく簡単に触れておきたい。

中西論文は、通常の論文とは趣をことにする。

言ってみれば、氏の近来の仕事がそうであるように、《宣言》であり、ビジョンの披瀝であり、はたまた一種の信条吐露である。それゆえ、評者としてはコメントの仕方にはなほだ苦しむ。

宣言やビジョンが不要であると言うわけではない。いな、社会科学の研究にはビジョンは不可欠であると言っていい。優れたビジョンが卓越した仕事に結実した例は少なくない。ただ宣言やビジョンは、それ自体では、あくまで一方的、主観的なものであるから、そうとも思えるし、そうでないとも思えるのである。いわんや信条においておや。だからここでの批評もいきおい感想ないし印象の域をでるものではない。

現代における社会科学が《価値自由》という‘ニュートラルな’傍観者の立場を超克し、実践的であるべきだ、という氏の主張については、山之内論文との関連ですでに疑問を呈しておいたので繰り返さない。評者はこれに全く賛成できない。

第二に、これまでの史観を「経済主義」のニュートン運動」と規定し、今後のそれを「社会システムの輪廻転生」と予想することについて。“経済主義”の過剰な拡大について私は基本的に賛同する。マルクス主義の根本的な欠陥も畢竟このような歴史の一面的捉え方にあると言える（この点、かつての評者もその誇りを免れがたい。ここに深く自己批判する）。

とはいえ氏の理解は、西欧科学ないし文明の行詰まり状況とそれの克服の途をアジアの仏教史観に見出そうとするものであり、その言わんとする気持ちは分からぬでもない。だが、ユートピアの終末は所詮誰にも——もしかしたら御釈迦様でも——判らないのである。

最後に、＜労働する人＞から＜遊ぶ人＞へと言うテーゼについて。なんと言う手放しのオプティミズム！これこそ中西氏のユートピアであり、祈りにほかならない。信ずるものは救われ

よう。

岩田正美氏の総括は、この大会で出された主要な論点を手際よく整理しつつ、従来軽視されてきた日本における社会問題の多様な問題分野を、救済事業調査会の調査項目をもとにしながら明らかにしている。それは実に多様であり、ドイツの社会政策論が今日でもそれに含めている住宅問題なども列挙されているのが興味深い。

最後に西村論文。この論文の論点は多岐にわたり、かつ難解な——というよりは難渋と言うべき——文体のゆえに、評者のような凡庸な頭脳の持ち主にはきわめて理解しにくい。以下は評者の解説しえた限りでの批評であって、思わぬ誤解に基づいているかも知れない。あらかじめ、この点をお断りするとともに、少し長いが、一例を引用することをお許しいただきたい

「即ち、商品交換の市場原理にあって、自らの所有商品の交換を原則とする機構のもとでの、その条件に欠け、もしくは著しく適応不全の場合における政策対応としての社会政策の発動であるとすれば、ことにそれを取り巻く生活個別化状況のなかにあって、ここでの政策の手法が、その「補完」の域をでることは困難であった。」（284ページ）一体、何を言おうとしているのか？ どうやら問題は評者のアタマのせいばかりではなさそうだ。

さて、西村論文の主たる論点は、社会政策論の「パラダイムの転換」にあると思われる。その具体的内容は、察するに、「近代的止揚を迫られている『共同体』の理論的枠組み」を再編成し、新たに「市場共同体再構築への展望」を拓くことである。その気宇たるやまことに壮と言うべきである。

そのために氏は、これまですでに「予兆として」現れてきたいくつかの諸事実——たとえば、「社会政策と経済政策との『癒着』としての社

会保障の出現」、OECDによる「総合社会政策」の提唱、「生活の社会化論」の流布など——を列挙した後に、それらがいずれも「トータルで総合的」把握に成功していない、と指摘する。

では氏の「パラダイム転換」の内実とは何か。それは、市場を「仮説の共同体」として捉え、「社会政策を市場経済の中に位置付け、これを市場との関係において解明」することである。何とももって回った言い方だが、要するに、市場経済の再評価であり、その「相互規制」機能の重視にほかならない。たしかに市場経済は、これまで、人（とくに通俗マルクス主義者）によっては資本主義経済とイコールなものとして誤解ないし単純化され、その機能が不当にも過小評価されてきたのは事実である。

他方、新古典派経済学は市場の機能を万能視しており、これが、今日世界的にみれば主流をなしているのは周知のことであるが。それゆえ、氏がそのメリット——とみなすもの、たとえば、管理型の指令経済よりも「人間の主体性」を重視し、そのうえで個人の欲望を相互に規制すると言う機能——を利用しようとするのは、分らないわけではない。

しかしながら、こうした氏の主張に対しては、つぎのような基本的疑問をい置く。一つは、氏の市場経済理解が、いわゆる単純商品生産社会をモデルにして構成されていることである。このため氏の市場経済理解は、その機能の理想化、ないし過大評価につながる結果になっている。したがって、第二に、氏の構想する「『協同』型公的参加システムのネット・ワーク」の形成は、市場経済なるものを基盤にし、そのうえに築くことはできぬであろう。そうではなく、市場経済の原理である自由と競争に対し平等と連帯の原則を対置し、市場の調整メカニズムの修正を図るべきであろう。その場合、氏の指摘するように、単に国家の公権力に依存するだけで

なく、地域社会の生活共同組織や両者のあいだに介在するさまざまな「中間機軸集団」（労働組合、協同組合、ヴォランティア・グループ、市民団体などなど）が重要な役割を担うであろう。

エピローグ

最後に、望蜀の嘆だが、あえて言えば、本書で欠けている次の二点を指摘しておきたい。一つは、戦前・戦後において活躍したものとして、山中篤太郎、藤林敬三、北沢新次郎について全く触れていないのはいささか片手落ちではあるまいか。イギリス労働組合法史論、明治期労働市場論、最初の労働経済論などにかんする先駆的研究は、やはり評価されてしかるべきだろう。

二つめに、社会政策論の拡充のために国際社会政策（もしくは比較社会政策）アプローチの提唱とその分析視角に立つ研究の確立・促進である。わが国ほど諸外国の学問などを精力的に吸収することに努めた国はないであろう。そしてその成果は本書にも随所にみられる。しかしながら、それらの多くは、国民国家ないし主権国家を前提するものであり、グローバルな視角を欠いている。多国籍企業が急速な発展をとげ、グローバリゼーションが進展するなか、かかる一国主義的観点では的確に把握しえない現象がおきている（たとえば労働力の国際移動）。またEUのように、加盟国が主権の一部を国際機関に委譲し、国際的な基準を策定する動きもみられる。それは、これまでの、ILOを中心とした従来型の国際社会政策とは違った、それを超える研究領域を内包しているのではなからうか。‘ケインズを超えて’（Keynes überhinaus）、‘福祉国家を越えて’（G. ミュルダール）と言う視点が要請されるのである。

以上、評者の特権である独断と偏見に基づきコメントおよび試論を述べたが、それによって

もその片鱗が察せられるように、本書は実に、挑戦的でかつ示唆にとむ論点や包括的な情報を提供している。社会政策論を根本的に刷新し、いま一度それを甦らせようとする者も、他方、それを過去の遺物として「解体」し、引導をわたしたいと考えている者も、この本が提起している論点を避けてとおることはできぬだろう。

この点について長い間思考を中断してきた評者が、本書から少なからざる知的刺激を与えられ、いま一度、社会政策論再構成のために重い腰をあげようとする気になったことは確かである。（啓文社刊、1998年10月、vi+pp.404）

（とくなが・しげよし 宮城学院女子大学教授・東北大学名誉教授）

法政大学大原社会問題研究所叢書										○好評発売中○	
●革新政治と労働組合運動の今日的課題を提示											
政党政治と労働組合運動											
五十嵐 仁著 戦後日本の到達点と二十一世紀への課題 A5判・四六〇頁・六〇〇〇円											
●「社会史」の方法から見た社会運動史											
社会運動と出版文化											
梅田俊英著 近代日本における知的共同体の形成 A5判・三六〇頁・五〇〇〇円											
●普通選挙の実施という新たな政治条件下の農民運動											
近代農民運動と政党政治											
横関 至著 農民運動先進地香川県県の分析 A5判・三〇頁・五〇〇〇円											
●日・韓の工業化・近代化の時期と速度の違いを踏えた比較研究											
現代の韓国労使関係											
法政大学大原社会問題研究所編 A5判・三六〇頁・六二〇〇円											
企業別から産業別組合形成をめざす韓国労使関係を「民主労総」等の調査を踏え法改正・労働市場・産業構造等多面的に分析。											
序 韓国労使関係の歴史的展開と現状の基本問題 萩原 進											
I 農村・都市間労働力移動の基本課題 祖父江利衛											
II 韓国の「都市下層」と労働市場 横田伸子											
III 転換期における韓国の人的資源管理制度 鄭在勲／川口智彦訳											
IV 大宇自動車における日本的生産システムの導入と作業組織 公文 博											
V 韓国の重工業大工場における人事制度改革 金 鎔 基											
VI 韓国民主労総の結成・合法化と金属産業の労働者 相田利雄											
VII 労働法制の過去と現在 三満照敏											
VIII 韓国の労使関係改革と労使の対応 小林謙一・川口智彦											
IX 個別的労使関係の日韓比較 二村 一夫											
X 日韓労使関係の比較史的検討											
創業50周年 御茶の水書房											
東京都文京区本郷5-30-20 ▶価格は税別◀ 〒113-0033 電話03(5684)0751/FA×03(5684) 0753											